

議案第 37 号

かすみがうら市公害防止条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市公害防止条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年 6 月 4 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市公害防止条例の一部を改正する条例

かすみがうら市公害防止条例（平成 17 年かすみがうら市条例第 103 号）の一部を次のように改正する。

別表中「日本工業規格 K 0102 の 4（2）」を「日本産業規格（産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 20 条第 1 項の日本産業規格をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、令和元年 7 月 1 日から施行する。